邑楽町中央公民館建設設計提案審査委員会設置要綱

（設置）

第１条　邑楽町中央公民館建設設計業務を行う設計者の選定競技（以下「設計者選定競技」という。）を厳正かつ公平に行うため、邑楽町中央公民館建設設計提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　設計者選定競技の審査基準及び審査方法の決定に関する事項

(2)　設計者選定競技の審査に関する事項

(3)　前２号に掲げるもののほか、設計者選定競技の実施に必要な事項

２　委員会は、設計者選定競技の審査結果を町長に報告する。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　邑楽町議会の代表者

(3)　邑楽町中央公民館建設検討委員会の代表者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、第２条第２項の規定による報告が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（委員の責務）

第７条　委員は、公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

２　委員は、直接又は間接を問わず、設計者選定競技に係る提案の作成に参加してはならない。

３　委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（審査結果の公表等）

第８条　委員会における審査の経過及び結果は、設計者を選定した後に公表する。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、邑楽町教育委員会生涯学習課において処理する。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。